

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善の加算拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて着ましたが、「新しい経済政策パッケージ」において、「介護人材確保の取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとなりました。

これを受けて、令和元年10月の介護報酬改定において、「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当加算を受けるにあたり下記の要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- 1 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 2 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること
- 3 賃上げ以外の処遇改善の取り組みを行っていること

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示いたします。

	職場環境等要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援	勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修、講習を受けやすい環境を整えている。

労働環境・待遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	介護用リフト導入を各ユニットに導入
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	健康診断を年2回施行し、メンタルヘルスチェックを年1回行う。
	子育てとの目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	平成28年4月より事業所内保育所を開設。
その他	障がいを有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	障がい者の採用も行い、障がいがあってもできることを考え行ってもらう。
	非正規職員から正規職員への転換	正職員を希望する職員に関しては正職員での採用する。